

令和 8 年度大村市教育・保育施設等指導監査実施計画

1 施設監査

- (1) 地域型保育事業所
全ての地域型保育事業所を対象に、実地による一般指導監査を実施する。
- (2) 乳児等通園支援事業所
全ての乳児等通園支援事業所を対象に、実地による一般指導監査を実施する。

2 確認監査

- (1) 特定地域型保育事業所
全ての特定地域型保育事業所を対象に、施設監査（一般指導監査）と同時に実地指導を実施する。
- (2) 特定教育・保育施設
新規開設施設、施設類型変更施設及び前年度未実施施設を対象に、県が実施する一般指導監査と同時に実地指導を実施する。
加えて、前年度の実地指導結果などを勘案し、指導対象施設を選定し、県が実施する一般指導監査と同時に実地指導を実施する。
- (3) 特定乳児等通園支援事業所
全ての特定乳児等通園支援事業所を対象に、県又は市の施設監査（一般指導監査）と同時に実地指導を実施する。

3 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査

認可外保育施設をはじめ、預かり保育事業や一時預かり事業を実施する特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設を対象に、書面検査を実施する。

4 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の指導監査

前年度実施した書面検査の結果を踏まえ、指導対象事業所を選定し、実地による一般指導監査を実施する。